

麻しんの検査診断には、PCR検査が有用です。

保健所を通じて、検体をご提出ください。

- 臨床的に麻しんと診断された症例や、麻しんIgM抗体が陽性の症例であっても、実際には、伝染性紅斑や突発性発しんなど、麻しん以外の症例が存在します。
- 我が国では、麻しん排除を目指して取り組んでおり、真の麻しん症例が減ってきていることから、麻しんと診断される症例のうち、実際には麻しんではない症例の割合が増えていきます。このため、麻しんの確定診断のためには、これまでよりも、精度の高い検査診断が必要になっています。

○ 地方衛生研究所や国立感染症研究所では、麻しんの検査診断のためのPCR検査を実施しています。発症からできるだけ早い時期の検体を採取し、保健所を通じてご提出ください。あわせて、感染症法に基づく届出を行ってください。

○ 検体の採取・提出方法は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

- 検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）は、4℃で保存して、速やかに提出してください。咽頭ぬぐい液の採取キットは保健所に配布されています。血液は、全血をEDTA加容器に2ml、尿は、尿培養用容器に10～20ml採取してください。
- 地方衛生研究所で行う検査は、麻しんと臨床診断した症例と麻しんIgM抗体陽性の症例の検体が対象です。鑑別診断や除外診断のための検査は行いません。

（注）麻しん症例であっても、検体の採取時期によって、PCR検査で陽性にならないことがあります。

○ 検査の結果は、提出元医療機関にご報告するだけでなく、国内の麻しん症例数の正確な調査や、麻しんの感染経路の調査などに役立てられます。

～2012年の麻しん排除に向けて、取り組みを進めています～

我が国では、WHOとともに、2012年までの麻しん排除を目標としています。世界では、南北アメリカなど、多くの地域で、もはや麻しんの流行はみられず、麻しんの排除が宣言されています。

麻しんにかかると、肺炎や脳炎などで1000人に1人が死亡する可能性があるなど、麻しんは重大な病気です。子どもたちの命を守るためにも、麻しん排除に向けて、取り組みを進めています。

地方衛生研究所で行う検査は、麻しん排除のためにも重要です。皆さまのご協力をお願いいたします。

～麻しんを診断した際には、速やかに届出が必要です～

麻しんは感染症法の5類感染症であり、診断した全ての症例について医師による届出が必要です。麻しんを診断したら、速やかに、保健所に届け出てください。